

# ～女子差別撤廃条約を知っていますか？～

1979（S54）年「女子差別撤廃条約」国連採択

女性であることで差別に悩んだり、人権を侵害されるたくさんの女性が存在します。第二次大戦後、国際連合（国連）は、性別による差別の禁止に取り組み、女性の権利全般について規定した『女子差別撤廃条約』を成立させました。この条約は『世界の女性憲法』と呼ばれ、世界で初めての法的な拘束力を持つ条約です。（現在114か国が加盟）

## 差別をするような考え方や偏見はいけません

●条約の加盟国は広く男女平等について配慮し、具体的な政策を行う義務があり、女性への差別を禁止する適当な立法の措置をとらなければなりません。

●条約に加盟した国は、その国内のあらゆる分野で女性の人権が守られているかどうかについて、つねに目を向け、差別をなくすよう政策を進めなければなりません。

●「固定化された性別役割分担の克服」を基本理念とし、国は、一人ひとりが、個人の生き方を選べる社会をつくるために、適切な処置をしなければなりません。また、父親も母親も、同じように子どもに対して責任を持てるようさまざまな施策を行わなければなりません。

女の子だから  
貧しいから  
障がいがあるから

15歳未満で  
結婚させられたり  
学校に通えない  
子どもたちがいます

**ジェンダー平等の実現は**  
地球に住む誰もが  
安心して暮らせることを  
目指して国連が取り組む  
SDGsの重点目標です。

## 女性差別とは？

●この条文では、排除や制限だけでなく、区別も女性の権利の侵害につながれば全て差別になると定義しています。

●条約は前文から第30条まであり、具体的な権利は以下の16条です。

- 第1条 女性差別の定義
- 第2条 締約国の差別撤廃義務
- 第3条 女性の完全な発展・向上の義務
- 第4条 差別とならない特別な措置
- 第5条 役割に基づく偏見等の撤廃
- 第6条 売買・売春からの搾取の禁止
- 第7条 政治的・公的活動における平等
- 第8条 国際活動への参加の平等
- 第9条 国籍に関する権利の平等
- 第10条 教育における差別の撤廃
- 第11条 雇用における差別の撤廃
- 第12条 保健における差別の撤廃
- 第13条 経済的・社会的活動における差別の撤廃
- 第14条 農村女性に対する差別の撤廃
- 第15条 法の前での平等
- 第16条 婚姻・家族関係における差別の撤廃

## 【1985（昭和60）年 日本が批准】

- 日本では、批准に向けて「国籍法」が改正され、外国人と結婚した日本の女性が自分の子に日本の国籍を持たせられるようになりました。
- 家庭科は女子のみ必修でしたが、学習指導要領が改訂され男女選択必修科目になりました。
- 労働基準法の改正や、男女雇用機会均等法が制定され、雇用における男女平等が規定されるなど、国内法が整備されました。

## 性にに基づく暴力も女性に対する差別です

●女性の売買・売春を禁じ、国は法律をつくり厳しく取り締まらなければなりません。

締約国には、あらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取を禁止する措置（立法を含む）を求めています。「ジェンダー」による慣習や性別に基づく排除や制限、区別も含まれます。

（ジェンダーとは、生物学的な特徴による性（sex）と異なり、文化的・社会的につくられた性別役割のこと。）

「男は男らしく、強く、たくましく」  
「女は女らしく、やさしく、かわいく」  
「男が先、女は後」



女子差別撤廃条約で保障されている権利が侵害された時、女性差別撤廃委員会に「個人通報制度」や「調査制度」を利用して救済を求めるには「選択議定書」の批准が必要ですが、日本はまだ実行していません。

（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）

## 『11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」』期間

配偶者からの暴力や、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



女性に対する暴力撤廃の日から、12月10日の世界人権デーまでの16日間は『性差別による暴力廃絶活動の16日間』とされています。



差別に関する規定を置く  
憲法、条約、法律

憲法：  
「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済又は社会的関係において、差別されない」ことが定められています。

条例：  
▶市民権及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）  
▶あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）  
▶女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約

法律：  
▶道路運送法  
▶旅館業法  
▶労働基準法  
▶雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）